



が、定期的に関わりを持っていてもなかなかタイムリーな返しができなかつたり、動けないことが考えられる。地域の福祉関係者や民生委員の方としっかり関係性を築きながら、連携して色々なことを相談してもらえる体制をつくりたいと考えている。

- ・地域には民生委員や地区の福祉委員がいるので、連絡を密にしてほしい。
- ・民生委員や福祉委員の連携に際しての個人情報の提供について、早急に仕組みづくりをしていかなければならない。

#### 案件②地域包括支援センターの事業評価（案）について

○「事務局」説明

○審議結果

- ・令和元年度実績報告を用いて試験的に評価を実施
- ・案として示した事業評価表での運用について、委員全員により承認（評価の着眼点等軽微な表記の変更は必要）
- ・次回の令和3年度第1回地域包括支援センター運営部会（令和2年度実績の評価）から運用開始
- ・以下のとおり、質疑、意見があった。
  - ・最終ページの事業評価基準が全て、事業計画が基準になっているが、評価用紙では町作成の評価の着眼点を基に採点するようになっている。  
→町が示す着眼点の基準を上回ったかどうかという基準に修正する。
  - ・町が示す着眼点について、全てができていることを5点とする委員と3点とする委員がおり、解釈が違う。
  - ・町全てができていることを3点とするのであれば、4点や5点がなかなか出てこない。
  - ・できているできていないとか、着眼点を上回っているかとかで見ると、全部3点になってくる。全て3点なら30点・良好でそれ自体は問題はない。ただ、積極的に4点や5点が出てくるかというところが、包括支援センターの自己評価の書き方次第になる。自己評価の書き方も、着眼点に囚われすぎて、できる範疇しか書いていない。だから思い切った上の4点は、よほど資料を読み込んだ上でないと出てこない。着眼点を5点基準に見ていく場合と、3点基準で見えていく場合で変わってくる。

#### 案件③令和3年度地域包括支援センター運営基本方針（案）について

○「事務局」説明

○審議結果

- ・委員全員により承認
- ・以下のとおり、質疑、意見があった。
  - ・町と包括支援センターの役割がはっきり書いているが、委託契約に影響はないか。  
→現在の委託契約の中でもこの内容について書いており、この方針の中で整理を行った。
  - ・例えば、認知症施策推進大綱が出たが、その影響はどうか。  
→元々、委託契約の中には認知症の事業が盛り込まれており、そこを拡充していく内容に大綱はなっている。そこは令和3年度の包括支援センターとの契約の中で確認していかなければならないと思っている。

- ・この改訂は計画年度に毎回やる予定か。  
→やはり、3年毎に制度が大きく変わるので、方針の中に盛り込んでいく必要があると考えており、最低3年に1回は見直しを行おうと思っている。
  - ・地域包括支援業務は1者と聞いたが、事業継続（BCP）に関して要求はないのか。もし、コロナで包括支援センターに罹患者が出れば、全員濃厚接触者になり一旦業務をやめて自宅待機しなさいと保健所から命令が出るかもしれない。そうなったときに業務が止まっても困らないのか、困るのであれば何らかの要求を出し、それに応えてもらわなければならない。そこはどのように考えているか。  
→町が、包括支援センターが閉じている間バックアップとして機能できるかの確認をするとともに、感染防止対策、ローテーション勤務などにより事業継続できるような対策を講じていく必要がある。
  - ・町がバックアップになるのか、それとも他の事業所に代わってもらうのか、それともやさかの中で別のチームが動くか、どれかになっていく。そのシステムをきちんとあらかじめ構築しておくべきである。練った上で判断いただきたい。
  - ・まずは包括支援センターからコロナが出ないように、万全の体制をとってもらうことを大前提に考えてほしい。
  - ・指定介護予防支援のケアプランセンターへの委託について、新規で受けた場合は契約のときだけ、困難事例ではなくても担当者会議を兼ねてケアマネジャーと一緒にいき、利用者の状況の共有を行ってほしい。今すぐは無理だと思うので、今後検討してもらえたら心強いと思う。
  - ・今すぐ結論は出ないと思うので、委託に出すケースの場合、どこまで包括支援センターが関わるのか整理してほしい。例えば、困難ケースは全件同行訪問する、場合によってはサービス担当者会議も出るとなるとか、ある程度ケースを把握している状態であればコメントで対応するといった基準を整理してほしい。できるだけケアマネジャーと顔の見える形が望ましいということを前提に考えてもらえたらと思う。
- 検討のうえで回答させていただく。

**案件④指定介護予防支援の一部を委託する指定居宅介護支援事業所について**

- 「地域包括支援センターやさか」説明
- 審議結果
  - ・委員全員の挙手により承認
  - ・質疑応答なし

**案件⑤その他**

- 特になし

8. 審議会の情報	名称	【高齢者保健福祉推進委員会専門部会】 地域包括支援センター運営部会
	根拠法令等	高齢者保健福祉推進委員会規則 地域包括支援センター運営部会設置要綱
	設置期間	平成28年7月4日～

所掌事項	地域包括支援センターの適切な運営、公正中立性の確保、その他センターの円滑かつ適正な運営に関する事務。
委員数	10名以内

9. 担当課

介護保険課